

第10回笠間市・友部町・岩間町合併協議会次第

日 時 平成18年1月31日(火)
午後1時30分から
場 所 岩間町役場2階会議室
(岩間町下郷5140番地)

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

協議第30号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会の廃止について

(2) 報告事項

報告第32号 笠間市の市長職務執行者の選任について

4 . その他

今後のスケジュールについて

5 閉 会

目

次

(1) 協議事項

協議第 3 0 号 笠間市・友部町・岩間町合併協議会の廃止について	1
---	---

(2) 報告事項

報告第 3 2 号 笠間市の市長職務執行者の選任について	4
--	---

4 . その他

今後のスケジュールについて	6
-------------------------	---

協議第 3 0 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会の廃止について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会の廃止について，別紙（案）のとおり行うことについて，承認を求める。

平成 1 8 年 1 月 3 1 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会の廃止について（案）

笠間市・友部町・岩間町合併協議会は、笠間市、友部町及び岩間町の合併に関する協議及び新市建設計画の策定並びに３市町の合併に関し、必要な事務を完了しその役割を終了することから、平成１８年３月１８日をもって、協議会の全ての活動を停止し次の処理を行い廃止する。

記

- １ 平成１７年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算の収支については、協議会規約第１７条の規定に基づき、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
- ２ 決算については、２月中に決算見込み額にて監査委員の監査を受け、速やかに決算・監査報告書を作成し、最終の協議会へ提案する。なお、打ち切り決算となることから、未払いのものについては、笠間市に帰属する。
- ３ 決算に伴う不用額及び合併協議会が所有する備品、事務用品等については、全て笠間市に引き継ぐ。

《関係法令等》

○**地方自治法 一抜 粹**

（協議会の設置）

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

（協議会の組織の変更及び廃止）

第二百五十二条の六 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二第一項から第三項までの例によりこれを行わなければならない。

○**笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約 一抜 粹**

（協議会解散の場合の措置）

第 17 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

報告第 3 2 号

笠間市の市長職務執行者の選任について

笠間市の市長職務執行者について、別紙のとおり選任したので報告する。

平成 1 8 年 1 月 3 1 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

笠間市の設置に伴う笠間市長職務執行者の選任に関する協議書

平成 18 年 3 月 19 日から笠間市，西茨城郡友部町及び同郡岩間町を廃し，その区域をもって「笠間市」を設置することに伴う，地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 条の 2 第 1 項の規定に基づく協議により，下記のとおり笠間市長職務執行者を定めるものとする。

記

1 笠間市長職務執行者

磯 良 史（笠間市長）

2 任 期

平成 18 年 3 月 19 日から笠間市長が選挙される日まで

平成 18 年 1 月 1 1 日

笠間市長 磯 良 史

友部町長 川 上 好 孝

岩間町長 仲 田 昭 一

今後の合併協議会等のスケジュール

月 日	内 容
1 月 31 日（火）	第 10 回合併協議会 （ 合併協議会廃止の協議， 市長職務執行者の選任報告， その他）〔於；岩間町役場 2 F 会議室〕
2 月 20 日～ 3 月 7 日	「平成 18 年第 1 回定例議会」（合併協議会廃止議案の議決等）
2 月 中	合併協議会の監査委員による 合併協議会決算（見込額）監査の実施
2 月 26 日（日）	「笠間市閉市式」（午後 1 時 30 分～，於；笠間市中央公民館），「友部町閉町式」（午前 10 時～，於；友部町中央公民館）
3 月 5 日（日）	「岩間町閉町式」（午前 10 時～，於；岩間中学校）
3 月 8 日（水）	第 11 回合併協議会 （ 平成 17 年度事業報告， 平成 17 年度決算（見込）報告， その他）〔於；笠間市総合公園管理棟内会議室〕
3 月 17 日（金）	「 笠間市・友部町・岩間町閉庁式 」〔於；各市町庁舎玄関前〕
3 月 18 日（土）	合併協議会の廃止期日
3 月 19 日（日）	「笠間市本所・支所開庁式」 〔於；本所・支所庁舎玄関前〕 ○ 市長職務執行者による職務の執行（条例・規則の制定・施行，一般職員 の任命，収入役職務代理者の選任，教育委員会の委員の臨時の選任， 固定資産評価審査委員会委員の臨時の選任等。） ○ 暫定選挙管理委員会の発足
4 月 4～5 日	「平成 18 年第 1 回臨時会開催」（議長・副議長の選挙，一部事務組合等議員の選挙実施）

○ 笠間市・友部町・岩間町合併協議会の廃止関係スケジュール

第 10 回笠間市・友部町・岩間町合併協議会（平成 18 年 1 月 31 日）

笠間市・友部町・岩間町合併協議会廃止の協議



平成 18 年第 1 回定例議会

地方自治法第 252 条の 6

笠間市・友部町・岩間町合併協議会廃止議案の提出



第 11 回笠間市・友部町・岩間町合併協議会（平成 18 年 3 月 8 日）

笠間市・友部町・岩間町合併協議会の事業報告，決算（見込み）報告・承認



笠間市・友部町・岩間町合併協議会の廃止の報告



笠間市・友部町・岩間町合併協議会の廃止の告示



平成 18 年 3 月 18 日までに届出

茨城県知事へ笠間市・友部町・岩間町合併協議会廃止の届出



平成 18 年 3 月 18 日

茨城県知事へ笠間市・友部町・岩間町合併協議会の廃止



規約第 17 条

会長であった者（笠間市長）が合併協議会予算の決算